

「通級による指導」 巡回指導スタートアップマニュアル



令和8年5月

群馬県教育委員会 特別支援教育課

はじめに

本マニュアルは、文部科学省委託事業「効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業」(令和5年度～令和7年度)の成果物として作成したものです。

近年、通級による指導のニーズが高まる中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた柔軟な支援体制の構築が求められています。その中で、巡回指導は、通級指導教室の設置が難しい地域においても専門的な指導を提供できる有効な手段の一つです。

本マニュアルは、巡回通級を取り入れていない市町村教育委員会及び教育事務所において、導入を検討する際の手引きとして活用されることを目的としています。各地域の実情に応じた体制整備や実施に向けた一助となれば幸いです。

目次

- 1 通級による指導の実施形態
- 2 教育支援の基本的な考え方
- 3 巡回指導スタートアップスケジュール(準備年度)
- 4 巡回指導スタートアップスケジュール(実施年度)
- 5 通級による指導を始める前に
- 6 通級による指導の実施から終了までの流れ
- 7 巡回指導Q&A(教育委員会)
- 8 巡回指導Q&A(学校)
- 9 通常の学級との連携
- 10 巡回指導担当教員の1日の流れ
- 11 参考資料

通級による指導の実施形態

◇自校通級

児童生徒が在籍する学校に通級指導教室が設置されており、その教室に通って指導を受ける形態。

◇他校通級

児童生徒が在籍している学校に通級指導教室が設置されておらず、在籍する学校とは別の学校(他校)に設置されている通級指導教室に、週に何単位時間か定期的に通って指導を受ける形態。

※ この場合、対象の児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を、在籍する学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。

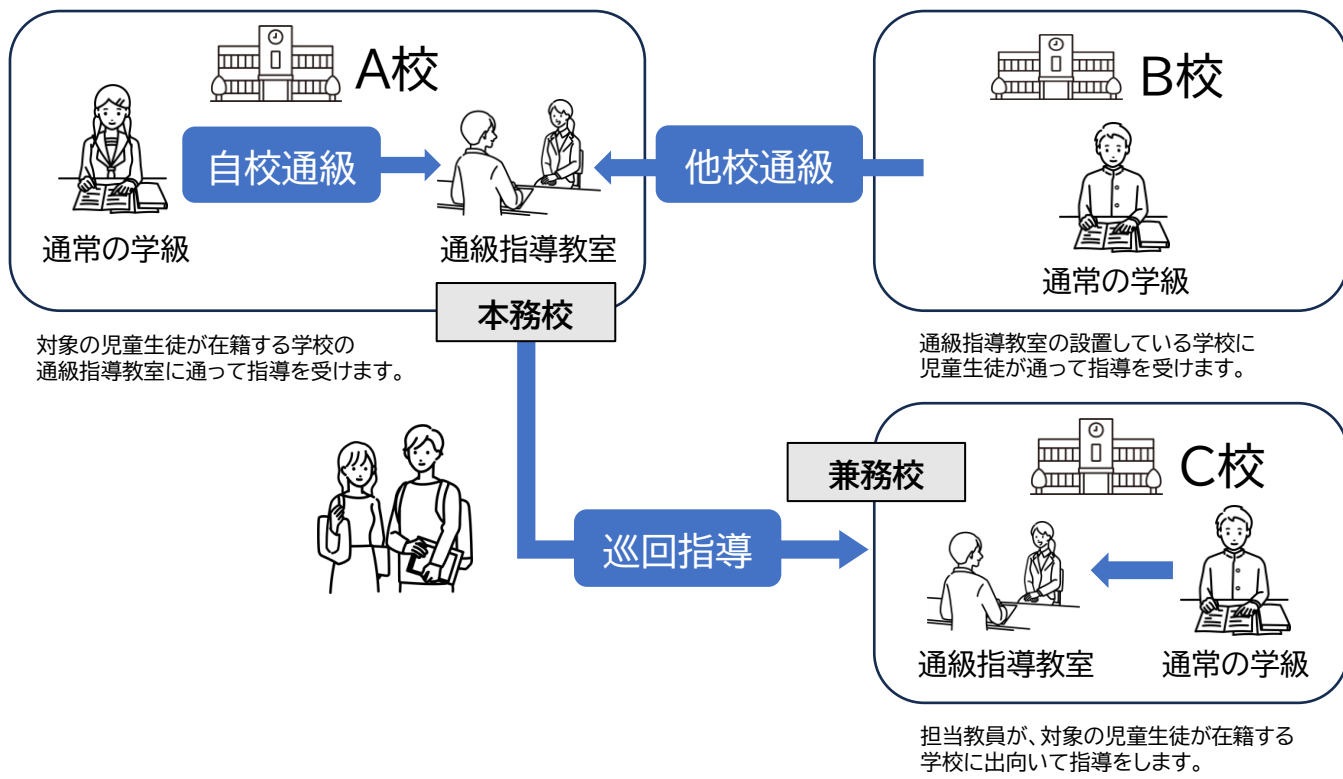
◇巡回指導

通級による指導の担当教員が、対象児童生徒の在籍する学校を訪問し、対象の児童生徒は在籍する学校(自校)において、週に何単位時間か定期的に通級による指導を受ける形態。

※ 通級による指導担当教員は、複数の学校を巡回して指導を行うこともあります。

※ 通級による指導担当教員が、本務校以外の学校において通級による指導を行います。

※ 該当教員に対して、各教育委員会は複数校兼務の発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりして訪問先の学校における身分を明確にします。



【参考資料】

- ・発達障害理解推進パッケージVer.05
- ・通級による指導パッケージver.02
- ・通級による指導パッケージver.01



教育支援の考え方

就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

- ◆ 平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害のある子供の障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。
- ◆ 特に、その際、子供一人一人の障害の状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要である。
- ◆ そして、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市区町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市区町村教育委員会が決定することとなる。こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することがとりわけ重要であり、基本である。

学びの場の柔軟な見直し

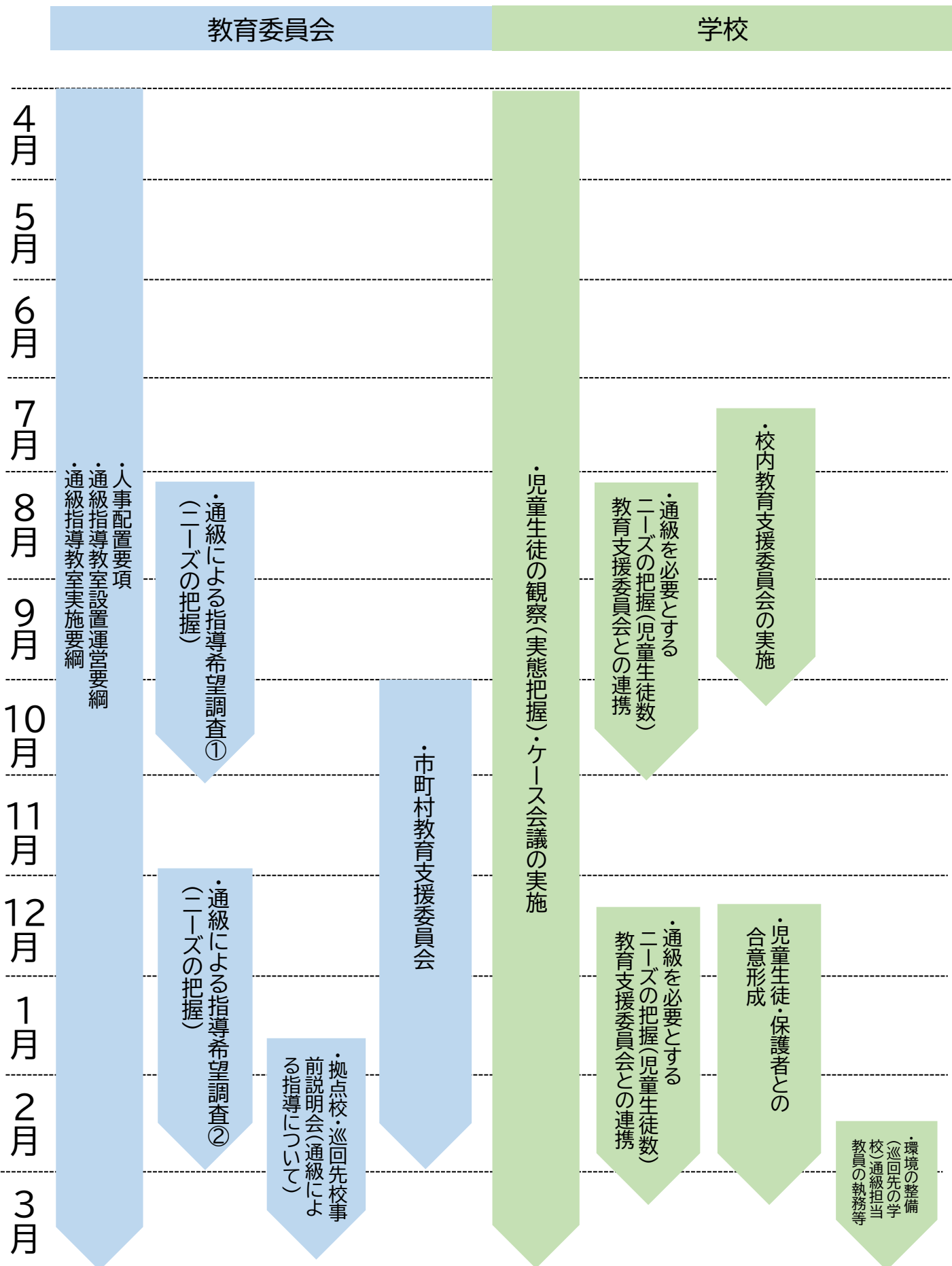
- ◆ 就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要である。
- ◆ そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。
- ◆ その上で、市区町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要がある。
- ◆ なお、この場合についても、本人及び保護者と市区町村教育委員会や学校等間で就学先となる学校や学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市区町村教育委員会が、子供の就学先となる学校や学びの場の変更を決定するものである。

通級による指導の対象となる児童生徒の就学

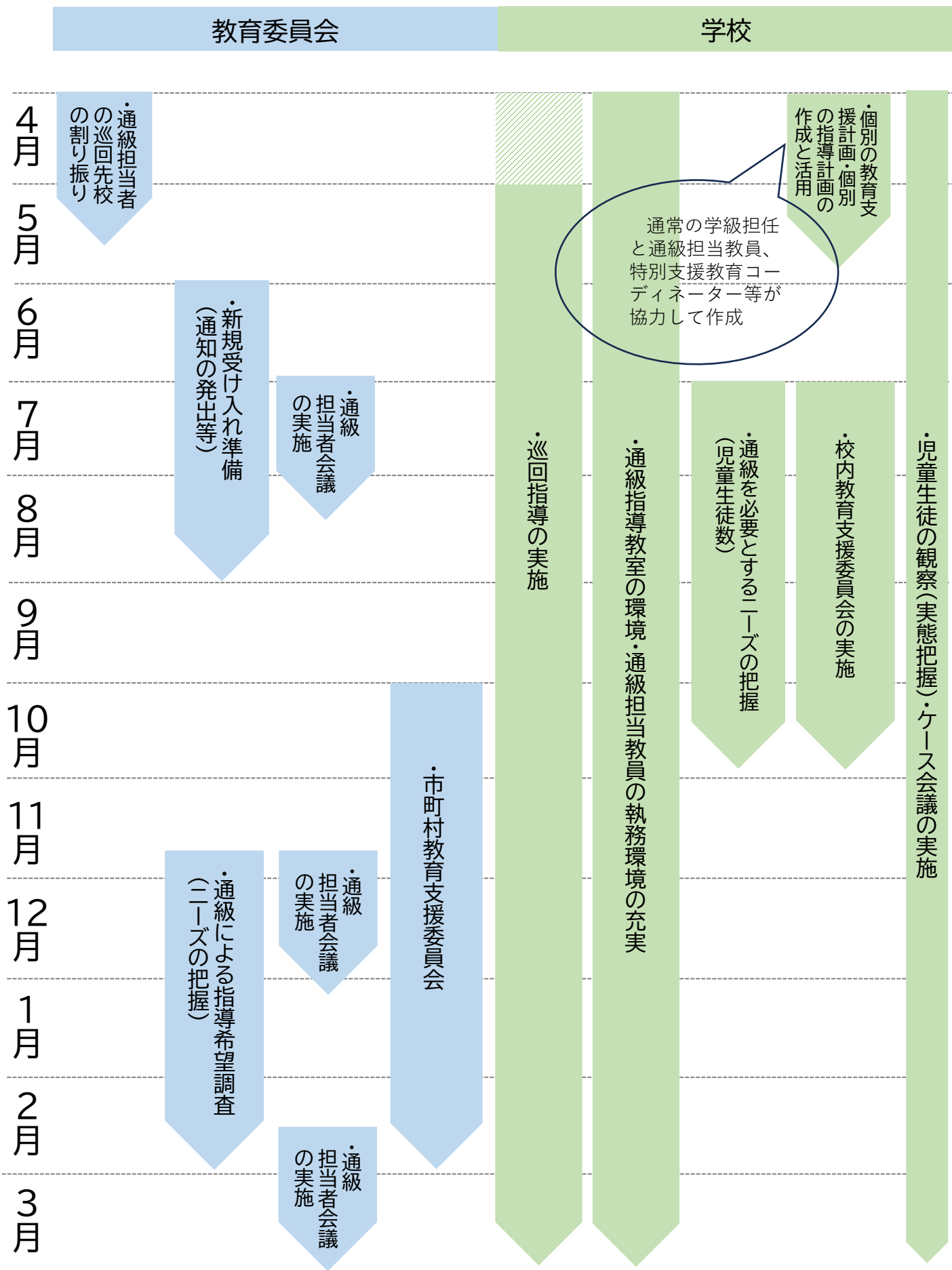
- ◆ 通級による指導の対象となる児童生徒の小・中学校の就学に当たっては、障害の状態、特性及び児童生徒の発達の段階、児童生徒・保護者及び専門家の意見等を踏まえ総合的に判断することが重要である。
- ◆ 次に、通級による指導を受けている場合に、その児童生徒の障害の状態等を適切に把握し、その変化等に応じて、柔軟に教育措置の変更を行うことができるように配慮することが必要である。
- ◆ つまり、仮に言語障害者の場合であれば、その障害の状態が改善され、通常の学級でほぼ支障なく授業を受けることができるようになった場合には、通級による指導を終了して、通常の学級ですべての授業を受けるようにするということである。
- ◆ なお、通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教師等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要である。

※「障害のある子どもの教育支援の手引き」参照(文科省HP)

巡回指導スタートアップスケジュール(準備年度)



巡回指導スタートアップスケジュール(実施年度)



通級による指導を始める前に！

校長の責務

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進する。

特別支援教育を行うための体制整備及び必要な取組

- ◆ 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- ◆ 児童生徒の実態把握
- ◆ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ◆ 関係機関等と連携を図った「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ◆ 「個別の指導計画」の作成と活用
- ◆ 特別支援教育コーディネーターの役割
- ◆ 特別支援教育の専門性の向上

校内(支援)委員会の設置

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会を設置する。

特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

【※特別支援教育の推進について(平成19年文部科学省通知)より】



児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校全体で指導・支援していくためには、校内支援体制を組織として十分に機能させていくことが必要です。

通級による指導の実施から終了までの具体的な流れ

利用の検討

気になる子供への気付き

- ・在籍校での指導の工夫
(特別支援学校のセンター的機能や特別支援教育専門相談員等を活用しながら、校内支援委員会で支援方法等を検討し、学校全体で支援にあたる)
- ・通級による指導の必要性の確認(校内支援委員会)
- ・通級利用にあたっての実態把握・情報収集(学校・家庭から)
- ・本人・保護者への説明
- ・本人・保護者との入級に係る合意形成
(通級による指導の意義について、児童生徒・保護者に丁寧に説明)

通級による指導の利用の決定

※市町村教育委員会による総合的な判断

指導の実施

- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成
- ◆ どのような力が身に付いたら退級するのかという指導のゴールを、入級前に関係者で共通理解をしておくことが重要です。

通級による指導の実施

- ・在籍学級における指導・支援の検討・実施・評価
- ・通級による指導の目標の達成状況の確認、指導内容の評価・見直し

通級による指導の目標の達成

- ・本人・保護者と面談
- ・在籍学級における指導・支援の検討・実施・評価
- ・在籍学級の担任や関係機関等からの意見収集

終了の検討

通級による指導の終了

※教育委員会と連携して校内支援委員会等で総合的に判断

巡回指導Q&A(教育委員会)



Q1 通級指導のニーズはあるが、通級指導教室が設置できていない。近隣の市町村学校の通級担当者がいる学校からの巡回指導は可能かどうか教えてください。

行政区を超えても、巡回指導を実施することが可能です。その場合には、巡回指導担当教員に対して、各教育委員会は複数校兼務の発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりして訪問先の学校における身分を明確にする必要があります。



Q2 巡回指導を始めたい。事前に必要な準備等について教えてください。

関係市町村及び管内教育事務所と事前協議や連携を図ることが必要となります。域内での教育支援委員会等と連携しながら、通級による指導を必要とする児童生徒数の調査等が必要となります(域内のニーズを把握)。また、設置校や拠点校の配置や入退級に係る通知関係等について、関係市町村と管内教育事務所で役割を明確にし、通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項について協議する必要があります。

通級指導教室設置運営要綱、通級指導教室実施要綱、通級担当教員の配置要項(人事管理及び服務についてを含む)等の各実施要綱を作成し整えます。

(要綱等については群馬県教育委員会ホームページ各課提供資料を参照)

Q3 巡回指導を実施する場合に留意することを教えてください。

通級による指導に必要な各種通知等のやり取りについて、関係市町村教育委員会相互の共通理解や連携・協力が必要となります。

Q4 通級による指導を必要とする児童生徒について、どのように把握すればよいか教えてください。

通級による指導を必要とする児童生徒数(教育的ニーズ)の把握は、域内の学校と十分に連携を図る必要があります。域内での教育支援委員会等の時期に応じて、通級希望調査等を実施し、入退級に関する児童生徒数や次年度に向けた見込み数を把握します。

Q5 通級担当教員や特別支援教育コーディネーター等との連携を充実させるためにはどうすればよいですか。

域内の通級担当者や特別支援教育コーディネーターが連携のための情報交換をしたり、自立活動の指導についての成果・課題等を共有する場を設けたりすることで、校内支援体制の充実や授業の質の充実につながることを期待されます。(例:通級担当者会議・通級担当者連絡協議会)

巡回指導Q&A(学校)



Q1 通級指導教室を設置することになった場合に、学校として留意することは何ですか。教えてください。

管理職のリーダーシップの下、校内支援体制を整えることがとても重要です。通級による指導を効果的に実施するためには、通級担当教員、特別支援教育コーディネーター、担任等、関係職員の連携が大変重要です。そのためには、校内支援委員会を中心として、学校全体で支援する体制を整えることが必要です。

Q2 拠点校の管理職が留意することを教えてください。

設置校・拠点校の管理職は、巡回先である学校の管理職と連絡を取り合い、巡回指導を円滑に実施するために必要な事項(特別の教育課程の編成、各種事務手続き、巡回指導担当教員のサポート等)について、連絡・調整を行います。

- ※設置校・・・通級による指導を行う教員・教室が配置されている学校
- ※拠点校・・・通級指導を巡回して行う教員がいる学校

Q3 巡回先の学校が準備することについて教えてください。

児童生徒が安心して学習に集中できる教室を確保し、机、椅子、黒板、教材・教具等の教室環境を整備する必要があります。あわせて、巡回通級担当教員が円滑に指導を行えるよう、下駄箱やロッカー、職員室内での座席、業務用パソコンといった執務環境を整えることも欠かせません。ハード面の整備のみならず、全職員が通級担当教員を温かく迎え入れる「同僚性」の意識を持つことが大切です。

Q4 通級担当教員との情報交換の時間が取れないのですが、どうすればよいですか。

通級による指導を効果的に実施するためには、通級担当教員、特別支援教育コーディネーター、担任等、関係職員の連携が大変重要です。まずは、通級指導の記録ファイル等を活用するなどして情報交換・共有を行います。また、短い時間でもよいので、定期的な情報交換・共有の時間を設定することが望ましいです。話し合う場を設定する場合には、管理職に相談するとよいでしょう。

Q5 中学校で通級指導を実施する上で留意することは何か教えてください。

中学校における通級指導では、教科担任制による連携の難しさが課題となります。生徒は授業を抜けることでの学習への遅れに不安を感じやすく、板書内容や配付プリントの補填、時間割の調整などが困難な場面も少なくありません。また、思春期特有の心理から、周囲の目を気にして支援を敬遠する傾向も見られます。

これらの課題に対し、定期的な情報共有体制を構築し、柔軟な時間割調整を行うとともに、生徒の心情に寄り添った丁寧な説明や面談を実施することが重要です。

指導の記録の活用

通級による指導においては、学校、通級担当教員、保護者が指導の記録を共有し、児童生徒の様子や努力の状況を共に確認していくことが重要です。記録をもとに共通理解が深まることで、在籍学級・通級指導・家庭の支援が同じ方向性で行われ、児童生徒が安心して学習に取り組む環境づくりにつながります。また、こうした情報を継続的に蓄積することで、児童生徒の成長や変化を捉えやすくなり、自立活動の取り組みについても、より丁寧で適切な評価を行うことが可能となります。



通級担当

「通級による指導の中で見られた『自分から取り組もうとする姿』や『できたときの工夫』を記録として残し、学級や家庭と共有したことで、日常場面での声かけや支援の方法がそろう、児童生徒が安心して挑戦する姿が増えました。指導の記録を活用することで、支援のつながりが見えやすくなり、成長を共に実感できると感じています。」

「通級による指導での支援内容等を学級でも共有し、同じ視点で関わることで、児童生徒が安心して力を発揮できるようになってきました。通級による指導で身に付けた見通しの持ち方や気持ちの切り替えの方法が学級でも生かされ、周囲の児童生徒にも自然と良い影響が広がり、学級全体の学びやすい環境づくりにつながっています。」



学校



家庭

「通級で教えていただいた対応や声かけを学校と共有してもらえることで、子供が安心して学校生活を送れていると感じます。学級でも通級による指導で身に付けた方法を活用できるようになり、家庭でも落ち着いて取り組む姿が増えました。先生方が連携して関わってくださることが本当に心強いです。」

巡回指導担当教員の1日の流れ

拠点校に出勤後、巡回校へ移動する場合

- ① 出勤(拠点校) ……勤務時間にあわせて出勤、教材作成や授業準備
- ② 巡回校へ移動 ……授業の準備も考慮して余裕をもって移動
- ③ 教材・教室準備 ……教材を生徒ごとに分ける、教室環境を整備
- ④ 通級指導 ……自立活動の指導
- ⑤ 指導記録の作成 ……授業と授業の合間や授業終了後に作成
(家庭用・校内記録用)

※授業終了後は、拠点校に戻る場合もある

巡回校へ直接出勤する場合

- ① 出勤(巡回校) ……勤務時間にあわせて出勤、教材作成や授業準備
- ② 教材・教室準備 ……教材を生徒ごとに分ける、教室環境を整備
- ③ 通級指導 ……自立活動の指導
- ④ 指導記録の作成 ……授業と授業の合間や授業終了後に作成
(家庭用・校内記録用)

※授業終了後は、拠点校に戻る場合もある

	月曜日 (A中学校)	火曜日 (A中学校)	水曜日 (B中学校)	木曜日 (C中学校)	金曜日 (C中学校)
1校時	教室準備 教材準備	3年生指導	教室準備 教材準備	2年生指導	教室準備 教材準備
2校時	2年生指導	教材準備 記録作成	2年生指導	1年生指導	1年生指導
3校時	2年生指導		記録作成 授業観察	記録作成	記録作成
4校時	2年生指導	1年生指導	記録作成 情報交換	記録作成	1年生指導
昼休み	情報交換			情報交換	情報交換 記録作成
5校時	※月曜日は会議 があるため	記録作成 情報交換	記録作成	記録作成	
6校時	拠点校に戻る		拠点校に移動	2年生指導	
放課後		記録作成		記録作成	3年生指導

【※担当教員の巡回先を固定した場合】

参考資料

- 「障害のある子どもの教育支援の手引き」(文科省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
(文科省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



- 「発達障害ナビポータル」(国が提供する発達障害に特化したポータルサイト)

<https://hattatsu.go.jp/>



- 教科指導上の個に応じた配慮(国立特別支援教育総合研究所)

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaflet



- 全国の通級による指導における個別の指導計画活用好事例集(文科省HP)

https://www.mext.go.jp/content/20240905-mext-tokubetu01-000037598_03.pdf



- 群馬県教育委員会特別支援教育課提供資料

- ・通級による指導各種参考様式
- ・発達障害理解推進パッケージVer.05
- ・通級による指導パッケージver.02
- ・通級による指導パッケージver.01

<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/d9f48cc06fcce1844898de7732d2966d>



<お問合せ先>

特別支援教育課 電話 027-226-4656